



# 島根県報

平成27年11月6日（金）

第2,749号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課） 2
農用地利用配分計画の認可	（農 業 経 営 課） 2
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課） 2

**【公 告】**

公共測量の実施	（技 術 管 理 課） 3
---------	---------------

**【特定調達公告】**

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（下 水 道 推 進 課） 3
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（       "       ） 3
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（       "       ） 4
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（       "       ） 4
県立学校教育用コンピュータ等機器（宍道高等学校）の調達に係る一般競争入札の実施	（教 育 施 設 課） 5
平成27年度交通流監視カメラ装置回線利用契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部） 7

**告 示**

**島根県告示第733号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 やすぎ福祉会	安来市古川町829番地1	通所介護	しらさぎ苑第2デイサービスセンター	安来市古川町858番地5	平成27年9月1日
社会福祉法人 やすぎ福祉会	安来市古川町829番地1	介護予防通所介護	しらさぎ苑第2デイサービスセンター	安来市古川町858番地5	平成27年9月1日
株式会社 平安堂	出雲市大社町杵築南859番地8	居宅療養管理指導	平安堂薬局 渡橋店	出雲市渡橋町334番地1	平成27年8月1日
株式会社 平安堂	出雲市大社町杵築南859番地8	介護予防居宅療養管理指導	平安堂薬局 渡橋店	出雲市渡橋町334番地1	平成27年8月1日
特定非営利活動法人 しあわせサービス	松江市美保関町北浦422番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホームゆめの丘	松江市美保関町北浦624番地1	平成27年10月1日
特定非営利活動法人 しあわせサービス	松江市美保関町北浦422番地1	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホームゆめの丘	松江市美保関町北浦624番地1	平成27年10月1日

**島根県告示第734号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
日置 正春	松江市東出雲町須田704	松江市竹矢町字客原613外3筆

2 認可年月日

平成27年11月6日

**島根県告示第735号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平田斐伊川以北土地改良区の定款変更を平成27年10

月28日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成27年11月4日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域  
浜田市

## 特 定 調 達 公 告

平成27年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類  
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務
- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格  
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務及び下水汚泥肥料原料化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続  
要綱に定めるところによる。

平成27年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務又は下水汚泥炭化製品化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

---

平成27年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務、下水汚泥肥料原料化業務又は下水汚泥炭化製品化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

---

平成27年度において、宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務及び下水汚泥セメント原料化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年11月6日

島根県教育委員会教育長 藤原孝行

## 1 入札に付する事項

### (1) 借入件名及び数量

県立学校教育用コンピュータ等機器（宍道高等学校） 一式

### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

### (3) 賃貸借期間

平成28年3月29日から平成33年3月28日まで

### (4) 納入期限

平成28年3月28日（月）

ただし、システムの構築期限は、平成28年3月24日（木）とする。

### (5) 納入場所

島根県立宍道高等学校（島根県松江市宍道町1586）

### (6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録された者であること。

ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

イ 営業種目の大分類「借入品」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。

(5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## 3 入札手続等

## (1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階  
島根県教育庁教育施設課  
電話 0852-22-6603  
ファクシミリ 0852-22-6016

## (2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成27年11月6日（金）から同年12月3日（木）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

## (3) 入札書の提出期限等

日時 平成27年12月16日（水）午前10時まで（郵便入札にあつては、平成27年12月16日（水）午前9時必着）  
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあつては、(1)の場所）

## (4) 開札の日時及び場所

日時 平成27年12月16日（水） 午前10時から  
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

## 4 その他

## (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は、「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成27年12月3日（木）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書の作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied : Details : Personal computers for school affairs

Desired Date of Delivery : 28 March 2016

Place of Delivery : Shimane Prefectural Shinji High School 1586 Shinjicho, Matsue-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. 16 December 2015 (Applications by mail must arrive at the Office above by 9 : 00 a.m. 16 December 2015)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6603

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年11月6日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

平成27年度交通流監視カメラ装置回線利用契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 初期導入期間

契約の日から平成28年3月31日まで

(4) 回線利用期間

平成28年4月1日から平成32年10月31日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（平成29年3月まで）又は10パーセント（平成29年4月から）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成29年3月まで）又は110分の100（平成29年4月から）に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

- (2) 入札説明会

行わない。

- (3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成27年11月6日（金）から同年12月15日（火）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

- (4) 入札書の提出期限

平成27年12月22日（火）午後2時（郵送による入札にあっては、正午までに到着していること。）

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年12月22日（火） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

- (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 6 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

### 9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該



入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された初期導入費及び回線利用料が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender : Traffic flow monitoring device line use contract in fiscal year 2015

(2) Bid tendering Date : December 22, 2015, 2 : 00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on December 22, 2015)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan  
690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)